

我が国における国際裁判管轄及び準拠法に関する一般的な規律について

法務省民事局

## 1 国際裁判管轄

国際的な要素を有する民事裁判事件について、どのような場合に日本の裁判所が管轄権を有するかという問題が、国際裁判管轄の有無の問題である。国際裁判管轄に関する民事訴訟法の主な規律の概要は次のとおり。

- (1) 民事訴訟法第3条の2によれば、日本の裁判所は、被告の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するとされている。
- (2) 民事訴訟法第3条の3第8号によれば、不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、(被告の住所が日本国内になくても)、原則として、日本の裁判所に提起することができると思われる。

## 2 準拠法

国際的な要素を有する私法上の法律関係について、どのような場合にどの国の法令が適用されるかという問題が、準拠法の問題とされるものである。準拠法に関する法の適用に関する通則法の主な規定の概要は次のとおり。

- (1) 法の適用に関する通則法第17条によれば、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、原則として、加害行為の結果が発生した地の法によるとされている。
- (2) 法の適用に関する通則法第20条によれば、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、同法第17条の規定により定める地よりも明らかに密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法によるとされている。
- (3) 法の適用に関する通則法第22条によれば、上記(1)又は(2)によれば外国法が適用されることとなる場合においても、これを適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づいて損害賠償請求等を行うことはできないとされている。